

平成20年12月26日

平成21年度予算に関する予備的調査について（御連絡）

今般の予備的調査のうち、平成21年度予算に関する調査の対象となる事業について、これまで当庁内部で検討して参りました。

宮内庁は、法令・制度等を自ら企画立案し実施する一般行政官庁とは異なり、「皇室関係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に関する行為に係る事務をつかさどり、御璽国璽を保管する」（宮内庁法第1条第2項）機関であります。

すなわち、当庁の事務は、専ら皇室の方々を御世話することであり、従って当庁の予算は、皇室の方々の御日常の経費（内廷費・皇族費）、御活動や皇室用財産の維持管理に必要な経費（宮廷費）、職員人件費や事務費（宮内庁費）から構成されており、成果目標や自己評価など、いずれの経費も今回の調査は当庁には馴染まないものであります。

こうした当庁特有の事情により、この調査には回答できないとの結論に至りましたので、御了承願います。

【補足】

宮内庁関係の予算としては、皇室費と宮内庁費があります。

1. 皇室費

内廷費・宮廷費・皇族費の三つに分かれています。

(1) 内廷費

天皇・内廷にある皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものです。

内廷費として支出されたものは、御手元金となり、宮内庁の経理する公金ではありません

(2) 宮廷費

儀式、国賓・公賓等の接遇、行幸啓、外国ご訪問など皇室の公的ご活動等に必要な経費、皇室用財産の管理に必要な経費、皇居等の施設の整備に必要な経費などです。

(3) 皇族費

皇族としての品位保持の資に充てるためのもので、皇族費として支出されたものは、各皇族の御手元金となり、宮内庁の経理する公金ではありません。

2. 宮内庁費

宮内庁の運営のために必要な人件費・事務費などであり、その9割以上が人件費です。

以上